

- ビジネス会員様は、1 ページから 4 5 ページをご覧ください。
- 提携コーポレート会員様は、4 5 ページから 8 3 ページをご覧ください。

現行（令和 3 年 3 月 5 日まで）	改正（令和 3 年 3 月 6 日以降）
JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 （ビジネス会員用） 第 1 条 （<u>適用範囲</u>） 1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下、「会員」という。）ID（以下、「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下、「本サービス」という。）について適用するものとします。 2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>又</u>、本規約と特約との間で重複<u>又</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 （ビジネス会員用） 第 1 条 （<u>総則</u>） 1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。 2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。<u>また</u>、本規約と特約との間で重複<u>また</u>は競合する内容については、特約が優先するものとします。 <u>3. 本規約で定める「法人会員」とは、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下「カード会員規約」という。）を承認した法人が、本規約（これに付随する特約等を含みます。）を承認のうえ、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「クレジットカード会社」といい、当社とクレジットカード会社を総称して「両社」という）に対しカードを申し込み、両社が審査のうえ、入会を認めた法人をいいます。</u> <u>4. 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による前項の申し込みに基づき、法人会員によって本サービスの使用者として指定またはカード会員規約に定める「部署カード」の使用者と指定され、両社が審査のうえ入会を認めた役員または従業員等その他の者をいいます。</u> <u>5. 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員お</u>

3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、うえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 （会員資格、会員登録）

1. 本サービスの利用は、以下のカード会員規約（これに付随する特約等を含みます。）に定める会員（以下「カード会員」という。）、代表者、管理責任者、カード使用者（以下、「カード使用者等」という。）で、かつ JR 東海エクスプレスサービス会員に限り行えるものとします。

・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（個人）

・ JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約

・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約

・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・(Visa) カード会員規約

・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約（法人）

・ JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約

2. 利用希望者は、本サービスの利用にあたって、カード会員又はカード使用者等の JR 東海エクスプレス・カードの会員番号の入力その他の当社が別に定める JR 東海エクスプレスサービス会員登録手続を行うものとします。利用希望者は、

よびカード使用者は、本規約を承認し、遵守するものとします。

6. 本規約に定めのない条項については、カード会員規約が適用されます。なお、本規約とカード規約の内容に相違がある場合は、本規約に定める内容が優先して適用されます。

7. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、うえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 （会員資格、会員登録）

1. 本サービスの利用は、法人会員、カード使用者およびカード会員規約に定める代表者、管理責任者（以下、総称して「カード会員」という。）で、かつ JR 東海エクスプレス予約サービス会員に限り行えるものとします。

2. 利用希望者は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID や、その他の当社が別に定める情報（以下「会員情報」と

JR 東海エクスプレスサービス会員登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、利用希望者を、本サービス会員に登録しないことがあります。

(1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合

(2)会員登録手続が正しく完了しなかった場合

(3)利用希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合

(4)利用希望者が、過去において本規約又は本規約の特約に違反したことにより、本サービス会員登録の取消を受けている場合

(5)会員が、過去において当社と西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」という。）が別に提供する「スマートEXサービス」の会員資格の停止・取消を受けている場合

(6)その他、利用希望者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合

4. 利用希望者が本サービスを利用することを当社が承認した場合、当社は、利用希望者を会員に登録し、利用希望者に対して会員 ID を発行します。会員登録手続の完了及び会員 ID の通知は、予約・申込サイト上への表示により行われます。

5. 会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事

いう。）を入力することにより、本サービスの会員登録を行うものとします。利用希望者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

(1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合

(2)会員登録が正しく完了しなかった場合

(3)利用希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合

(4)利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合

(5)会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が提供する J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス（以下「J-WEST カード EX 予約サービス」という。）または当社と JR 西日本が別に提供する「スマートEXサービス」（以下「スマートEX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合

(6)その他、利用希望者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合

4. 第2項の会員登録に対して当社が承認をした場合、利用希望者は本会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当す

前に会員に通知することなく直ちに本サービス会員<u>登録</u>を取り<u>消し</u>、会員の本サービス利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約<u>又</u>は本規約の特約に違反した場合 (2) 第2項により登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合 (3) 会員がカード会員<u>もしくはカード使用者等</u>でなくなった場合、<u>又</u>は、カード<u>使用者等</u>が所属する法人が法人会員でなくなった場合 (4) <u>会員が登録した</u>電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合 (5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い<u>又</u>は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合 (6) 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部<u>又</u>は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>又</u>は換金行為を試み、<u>もしくは</u>実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。） (7) 会員が、その一部<u>又</u>は全部を自らは使用しない等、転売<u>又</u>は換金等の目的において、相当と認められる数量<u>又</u>は頻度を超えて、本規約<u>又</u>は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合 (8) カード<u>使用者等</u>が第14条に違反している、<u>又</u>は疑いがあると当社が認めたとき (9) 同一の会員に対し複数の会員ID（<u>JR西日本が提供するJ-WESTカード会員及び当社並びにJR西日本が別に提供するスマートEXサービス会員のID</u>を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(8)のいずれかに該当した場合	る場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービス<u>の</u>会員<u>資格</u>を<u>停止・取消</u><u>または</u>会員の本サービス利用を停止させることがあります。 (1) 会員が本規約<u>また</u>は本規約の特約に違反した場合 (2) 第2項により登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合 (3) 会員がカード会員でなくなった場合、<u>また</u>は、カード<u>会員</u>が所属する法人が法人会員でなくなった場合 (4) 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合 (5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い<u>また</u>は申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合 (6) <u>クレジットカード会社から会員資格を取り消すよう通知があった場合</u> (7) 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部<u>また</u>は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>もしくは</u>換金行為を試み、<u>また</u>は実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。） (8) 会員が、その一部<u>また</u>は全部を自らは使用しない等、転売<u>また</u>は換金等の目的において、相当と認められる数量<u>また</u>は頻度を超えて、本規約<u>また</u>は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合 (9) カード<u>会員</u>が第14条に違反している、<u>また</u>は疑いがあると当社が認めたとき (10) 同一の会員に対し複数の会員ID（<u>本サービス、J-WESTカードEX予約サービス</u><u>または</u>スマート<u>EX</u>を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合
---	--

(10) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
6. 会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービス会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は予約・申込サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、第 1 項で定めるカード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。

7. 利用希望者が第 2 項に定める本サービス会員登録手続を行った後、又は会員が前項に定める本サービス会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

8. 会員は、第 5 項又は第 6 項により、会員登録取消となった後であっても、会員登録取消時点以前に発生した本規約及び本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第 3 条 （会員情報の登録・修正）

会員は、第 2 条第 2 項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下、「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第 4 条 （会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバ

(11) その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
6. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービス会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、カード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。

7. 利用希望者が会員登録を行った後、または会員が前項に定める本サービス会員登録の初期化手続を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

8. 会員は、第 5 項または第 6 項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第 3 条 （会員情報の登録・修正）

会員は、会員情報（前条第 2 項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したもの（を含む）内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第 4 条 （会員情報の使用）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た会員に関する情報（購入履歴およびサー

ー通信履歴等) についての取扱いは、カード会員規約によります。 第5条 (会員の義務) 1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー <u>及</u> 技術的ルールを遵守しなければならないものとします。 2. 会員は、会員 ID <u>及</u> パスワードの使用 <u>及</u> 管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。 3. 会員は、本サービスに関連して当社 <u>又</u> は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。 第6条 (会員の問い合わせ窓口) 1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。 2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。 3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、	バー通信履歴等) についての取扱いは、カード会員規約によります。 <u>2. 法人会員は、以下の項目について、法人会員の責任において、代表者、管理責任者およびカード使用者（以下、総称して「カード使用者等」という。）の同意を得るものとします。</u> <u>(1) カード規約に基づき、カード使用者等に関する情報を法人会員が両社に対し提供すること。</u> <u>(2) カード規約に基づき、クレジットカードの利用内容を当社が法人会員に対して提供すること。</u> 第5条 (会員の義務) 1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー <u>および</u> 技術的ルールを遵守しなければならないものとします。 2. 会員は、会員 ID <u>および</u> パスワードの使用 <u>および</u> 管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。 3. 会員は、本サービスに関連して当社 <u>また</u> は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。 第6条 (会員の問い合わせ窓口) 1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。 2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。 3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、
---	---

会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員又は第三者が被った不利益

(2) 会員 ID 及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により会員又は第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第5項により本サービス会員登録を取り消し、会員の本サービス利用を停止させることにより会員又は第三者が被った不利益

(4) 当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより会員又は第三者が被った不利益

(5) 当社が本サービスの中断・変更・終了又は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

(6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益

会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、会員自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

(2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第3項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより利用希望者または第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第5項により本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益

(5) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより会員または第三者が被った不利益

(6) 当社が本サービスの中断・変更・終了または会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(7) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益

(7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話 又 はパソコン等の機器、ソフトウェア等 及 びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員 又 は第三者が被った不利益

(8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員 又 は第三者が被った不利益

(9) 会員が登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。） に対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員 又 は第三者が被った不利益

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、又 は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話 又 はパソコンの受信容量を超過し た、当社から送信された電子メールにより 会員 又 は第三者が被った不利益

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員 又 は第三者が被った不利益

(12) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款 及 び法令の定めに違反したことにより、又 は本規約 及 び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員 又 は第三者が被った不利益

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員 又 は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款 及 び法令の定めに違反して当社 又 は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

(8) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話 また はパソコン等の機器、ソフトウェア等 およ びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員 また は第三者が被った不利益

(9) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員 また は第三者が被った不利益

(10) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員 また は第三者が被った不利益

(11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、また は当社が世間一般に送信される 電子メールの 容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話 また はパソコンの受信容量を超過し会員 また は第三者が被った不利益

(12) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員 また は第三者が被った不利益

(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社 または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。） の定める運送約款 およ び法令の定めに違反したことにより、また は本規約 およ び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員 また は第三者が被った不利益

(14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員 また は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社 または他社 の定める運送約款 およ び法令の定めに違反して当社 また は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条 （通知<u>及び</u>同意の方法） 1. 当社から会員への本サービスの運営<u>及び</u>内容に関する通知は、当社の本サービスの<u>予約・申込サイト</u> <u>又は</u>当社 HP 上への掲示、<u>会員が登録した</u>電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>又は</u>はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。 2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。 第9条 （サービス等の変更） 1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム<u>及び</u>内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム<u>及び</u>内容が有効であるものとします。 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更<u>及び</u>本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>又は</u>は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更<u>及び</u>会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。 第10条 （権利の帰属） 本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、	第8条 （通知<u>および</u>同意の方法） 1. 当社から会員への本サービスの運営<u>および</u>内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト <u>または</u>は当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>または</u>はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。 2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。 第9条 （サービス等の変更） 1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム<u>および</u>内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステム<u>および</u>内容が有効であるものとします。 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更<u>および</u>本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>または</u>は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更<u>および</u>会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。 第10条 （権利の帰属） 本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、
---	---

手続、その他技術・販売方式全般<u>及</u>び情報に関する権利は当社<u>又</u>はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。 第 11 条 （債権譲渡<u>及</u>び債権供担保の禁止） 会員は理由のいかんを問わず、本規約<u>及</u>び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与<u>又</u>は担保に供してはならないものとします。 第 12 条 （相殺禁止） 会員は本規約<u>及</u>び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 13 条 （管轄裁判所） 本サービス並びに本規約<u>及</u>び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所<u>又</u>は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 14 条 （反社会的勢力の排除） 1. カード<u>使用者等</u>は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員<u>及</u>び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員	手続、その他技術・販売方式全般<u>およ</u>び情報に関する権利は当社<u>また</u>はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。 第 11 条 （債権譲渡<u>およ</u>び債権供担保の禁止） 会員は理由のいかんを問わず、本規約<u>およ</u>び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与<u>また</u>は担保に供してはならないものとします。 第 12 条 （相殺禁止） 会員は本規約<u>およ</u>び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 13 条 （<u>準拠法およ</u>び<u>合意</u>管轄裁判所） <u>1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。</u> 2. 本サービス並びに本規約<u>およ</u>び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所<u>また</u>は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 14 条 （反社会的勢力の排除） 1. カード<u>会員</u>は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員<u>およ</u>び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員
---	--

(4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. カード<u>使用者等</u>は、自ら<u>又</u>は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>又</u>は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い<u>又</u>は威力を用いて当社の信用を毀損し、<u>又</u>は当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和<u>2</u>年3月<u>21</u>日	(4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. カード<u>会員</u>は、自ら<u>また</u>は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>また</u>は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い<u>また</u>は威力を用いて当社の信用を毀損し、<u>また</u>は当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和<u>3</u>年3月<u>6</u>日
エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約 第1条（概要） 本特約は、「<u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約</u>」（以下「<u>カード会員規約</u>」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定め<u>る</u>。法人会員は本特約の内容について会員指定の JR 東海エクスプレス・カード（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する<u>義務</u>	エクスプレス予約サービス（ビジネス会員）に関する特約 第1条（概要） <u>1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員）」（以下「会員規約」という。）に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定め<u>ます</u>。</u> <u>2. 法人会員は本特約の内容について会員指定の JR 東海エクスプレス・カード（<u>ビジネス</u>）（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に</u>

<u>を負う</u>。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守する。 2. 当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>又</u>はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、<u>又</u>は法人会員<u>及</u>びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員<u>及</u>びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員<u>及</u>びカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものと<u>する</u>。 <u>3. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。</u> 第2条（エクスプレス予約利用資格） 1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものと<u>する</u>。 2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、<u>カード番号の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとする。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとする。</u>	周知する<u>ものとします</u>。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守する<u>ものとします</u>。 <u>3. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）または当社指定路線を運営する他社（以下、「他社」という。）の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。</u> 4. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、<u>また</u>はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、<u>また</u>は法人会員<u>および</u>カード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員<u>および</u>カード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員<u>および</u>カード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものと<u>します</u>。（削る） 第2条（エクスプレス予約利用資格） 1. 本サービスは、<u>法人会員および</u>カード使用者に限り利用できるものと<u>します</u>。 2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、<u>会員規約第2条に基づき会員登録を行うものとする。</u>
--	---

<u>3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないことがある。</u> <u>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</u> <u>(2) 登録手続きが正しく完了しなかった場合</u> <u>(3) カード使用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</u> <u>(4) その他、カード使用者が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合</u> <u>4. カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対して ID を発行する。登録手続きの完了及び ID の通知は、登録手続きの完了画面への表示により行われる。</u> <u>5. カード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとする。ただし、以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、カード使用者の本サービス利用を停止させることがある。</u> <u>(1) カード使用者が本特約に違反した場合</u> <u>(2) 第2項により登録及び第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合</u> <u>(3) 法人会員及びカード使用者と当社との会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合</u> <u>(4) カード使用者が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合</u> <u>(5) カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他カード</u>	
---	--

<u>使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合</u> <u>(6) その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合</u> <u>6. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によることとする。</u> 第3条（会員情報の登録・修正） カード使用者は、<u>第2</u>条第2項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「会員情報」といいます。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものと<u>する</u>。 第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間） 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものと<u>する</u>。 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社<u>が別に定めるところによる</u>ものと<u>する</u>。 第5条（申込） 本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された ID <u>及</u>びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によ<u>る携帯電話又は</u>インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等<u>を行うことができる</u>ものと<u>する</u>。 第6条（回答方法、決済）	第3条（会員情報の登録・修正） カード使用者は、<u>前</u>条第2項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「会員情報」といいます。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものと<u>します</u>。 第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間<u>等</u>） 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものと<u>します</u>。 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間<u>および</u>所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社 <u>HP 上で周知する</u>ものと<u>します</u>。 第5条（申込） 本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された<u>会員</u> ID <u>および</u>パスワードを入力する等、当社が別に定める方法によ<u>り</u>、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等<u>の申込をする</u>ものと<u>します</u>。 第6条（回答方法、決済）
--	--

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、又は電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとする。 2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。 3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受け、るものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。 4. 乗車券類の変更、払戻等（第 11 条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類の払い戻しする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。	1. カード使用者が本サービスを利用した場合、会員 ID に紐づくカードによって決済することとします。 2. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。 3. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。 4. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受け、ます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。
---	--

5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。この場合、第2項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことができるものとする。

第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に

5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、次条に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

6. 乗車券類の変更、払戻等（第12条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

第7条（会員の問い合わせ窓口）

法人会員またはカード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、会員規約第6条に定めるカスタマーセンターにて受け付けるものとします。

第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に

定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第 8 条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下、「事前申込」という）を行うことができるものとする。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあるものとする。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあるものとする。

2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、予約・申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行うものとする。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとする。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行うものとする。

（注）事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があるものとする。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されるものとする。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができ、それ以降は取消できないものとする。

第 9 条（夜間申込サービス）

定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 9 条（事前申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の前に購入の申込（以下「事前申込」という）を行うことができます。ただ、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。

（注）事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 10 条（夜間申込サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間申込」という。）を行うことができるものとする。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあるものとする。

2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、予約・申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行うものとする。

3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとする。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行うものとする。

（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があるものとする。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されるものとする。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができ、それ以降は取消できないものとする。

第 10 条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第 7 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとする。カード使用者が前項の受取を行う際には、カード使用者の EX-IC カード又は受

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込（以下「夜間申込」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。

（注）夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第 11 条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別に定めるカード使用者

取コードが必要になるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとする。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができる。

3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額又は払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。

5. 法人会員及びカード使用者と当社との間の会員資格を喪失した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、第3項によるものとする。

第11条（受取後の乗車券類の扱い）

のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. 前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第6条に関わらず会員への通知は行いません。

6. カード使用者が会員資格を喪失した時点で、当社が第8条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなします。

第12条（受取後の乗車券類の扱い）

カード使用者が第 <u>10</u> 条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は<u>受取</u>窓口において、カード使用者のカードの提示等を行うものとしします。 第 <u>12</u> 条（変更の可能性） 1. 当社は、事前に法人会員<u>又</u>はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム<u>及</u>び下記に記した内容を変更することができ<u>ることとする</u>。なお、変更後は、変更後のシステム<u>及</u>び内容が有効であるものと<u>する</u>。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者<u>又</u>は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負<u>わないものとする</u>。 （1）第 4 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間<u>及</u>び所要回答時間 （2）第 5 条の申込方法	カード使用者が第 <u>11</u> 条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は<u>当社が別に定める</u>窓口において、カード使用者のカードの提示等を行うものとしします。 第 <u>13</u> 条（付帯サービス） <u>1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。</u> <u>2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者のカードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。</u> 第 <u>14</u> 条（変更の可能性） 1. 当社は、事前に法人会員<u>また</u>はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム<u>およ</u>び下記に記した内容を変更することができ<u>ます</u>。なお、変更後は、変更後のシステム<u>およ</u>び内容が有効であるものと<u>します</u>。また、この変更起因して、法人会員、カード使用者<u>また</u>は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負<u>いません</u>。 （1）第 4 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間<u>およ</u>び所要回答時間 （2）第 5 条、<u>第 9 条、第 10 条</u>の申込方法
---	---

(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等 <u>(4) 第 8 条、第 9 条の申込方法</u> (5) 第 10 条第 1 項及び同第 2 項の受取窓口、受取方法 <u>(6) 第 10 条第 3 項の受取期間</u> (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員 <u>又</u> はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができ <u>るものとする</u>。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>又</u> は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、<u>理由のいかんを問わず</u>、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員 <u>又</u> はカード使用者に事前に通知するものとします。 <u>第 13 条（会員情報の使用等）</u> <u>本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。</u> <u>第 14 条（法人会員及びカード使用者の義務）</u>	(3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等 <u>(削る)</u> (4) 第 11 条の受取窓口、受取方法、<u>受取期間</u> <u>(5) 付帯サービスの内容</u> (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員 <u>また</u> はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更 <u>および</u> 本サービスへのアクセス制限を行うことができ <u>ます</u>。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>また</u> は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員 <u>また</u> はカード使用者に事前に通知するものとします。 <u>第 15 条（例外的扱い）</u> <u>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>
---	--

<u>1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。</u> <u>2. 法人会員及びカード使用者は ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものと、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。</u> <u>3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本特約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとする。</u> <u>第 15 条（カード使用者の責任、当社の免責、損害賠償）</u> <u>1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。</u> <u>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。</u> <u>（1）会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>（2）カード使用者の ID 及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>（3）当社が第 2 条第 5 項によりカード使用者の登録を取り消し、カード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>（4）当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u>	（削る）
--	-------------

<u>(5) 当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益</u> <u>(7) カード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(9) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(12) その他、カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに違反したことにより、又は本特約及び本特約の特約によりカ</u>	
--	--

<u>ード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>3. カード使用者が本特約、及び当社の定める運送約款及び法令の定め違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該カード使用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。</u> <u>第 16 条（通知及び同意の方法）</u> <u>1. 当社からカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとする。</u> <u>2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなす。</u> <u>第 17 条（権利の帰属）</u> <u>本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。</u> 改定日 令和 <u>2</u> 年 <u>11</u> 月 <u>14</u> 日	<u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 改定日 令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 <u>6</u> 日

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビジネス会員用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約」（以下、「E X 予約サービス特約（ビジネス）」という。）の特約とし、E X 予約サービス特約（ビジネス）と本規約との間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス） 会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める会員（以下、「単に「会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
 - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社名・会社の部署名等のカード使用者名

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビジネス会員用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約」（以下「サービス特約」という。）の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 （ビジネス会員用）」（以下「会員規約」という。）に定める法人会員（以下「法人会員」という。）は、会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社がカード使用者を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
 - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載され

がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。 (5)「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続きをし、当社が登録した携帯電話機をいいます。 <u>(6)「提携企業」とは、会員又はカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。</u> (7)「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。 (8)「会員情報」とは、カード使用者が <u>EX 予約サービス特約 (ビジネス) 第 2 条の定め</u>により登録した事項 (<u>EX 予約サービス特約 (ビジネス) 第 3 条の定めにより変更された</u>事項を含みます。)をいいます。 2. 本規約に定めのない用語の定義については、<u>カード会員規約および EX 予約サービス特約 (ビジネス)</u> に定めるところによるものとします。 第 3 条 (本規約の変更) 1. 当社は、民法の定めに従い会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、<u>又</u>はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員およびカード使用者の利益となるものである場合、<u>又</u>は会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他会員およびカード	ている EX-IC カードをいいます。 <u>(5)「交通系 IC カード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/) (以下「当社 HP」という。)に掲載する IC カード乗車券等をいいます。</u> (削る) (6)「当社指定路線」とは、<u>第 4 条で定める</u> EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。 <u>(7)「指定クレジットカード」とは当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。</u> <u>(8)「指定クレジットカード発行会社」とは指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。</u> (9)「会員情報」とは、カード使用者がサービス特約第 2 条により <u>会員登録 (以下「会員登録」という。)</u>した事項 (<u>修正登録した</u>事項を含みます。)をいいます。 2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス特約に定めるところによるものとします。 第 3 条 (本規約の変更) 1. 当社は、民法の定めに従い <u>法人</u>会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、<u>また</u>はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら <u>法人</u>会員およびカード使用者の利益となるものである場合、<u>また</u>は <u>法人</u>会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その
---	--

使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

2. 当社は、前項の変更に起因して、会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章 EX-IC サービス

第4条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約サービスの一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カード又は EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員又はカード使用者にとって不利になる場合があります。

他 法人 会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人 会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

（削る）

第2章 EX-IC サービス

第4条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下「本サービス」という。）とは、サービス特約第1条に定めるエクスプレス予約サービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カード または交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも 法人 会員およびカード使用者 もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。

2. カード使用者または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第11条に定める受取窓口において、サービス特約第8条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。

第5条（EX-IC 運送契約の内容） EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「E Xサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。 第6条（利用環境、受付期間、受付時間） 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。 2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間<u>および</u>時間は、当社が別に定めるところによるものとします。 第7条（申込） カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。 第8条（申込および決済の方法、契約の成立等） 1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。	<u>3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは乗車券類のみで通過することはできません。</u> 第5条（EX-IC 運送契約の内容） EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「E Xサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。 第6条（利用環境、受付期間、受付時間<u>等</u>） 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。 2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間、<u>受付時間および所要回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等</u>は、当社が別に定めるところによるものとします。 第7条（申込） カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。 第8条（申込および決済の方法、契約の成立等） 1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 <u>※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</u>
--	---

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上画面への表示<u>又</u>は会員情報として登録された電子メールアドレス（以下「<u>電子メールアドレス</u>」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。 3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。 4. EX-IC 運送契約の運賃等は、<u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）</u>によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。 5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。 6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上画面への表示<u>又</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。 8. 前項により、第 4 項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金<u>もしくは</u>は新たに収受すべき不足金<u>又</u>は手数料が生じた場合、<u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）</u>により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて決済したのち、変更前	2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示<u>また</u>は会員情報として登録された電子メールアドレス（以下「<u>電子メールアドレス</u>」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。 3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。 4. EX-IC 運送契約の運賃等は、<u>指定クレジットカード</u>によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。 5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。 6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示<u>また</u>は電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。 8. 前項により第 4 項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金<u>または</u>は新たに収受すべき不足金<u>もしくは</u>は手数料が生じた場合、<u>指定クレジットカード</u>により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約<u>の運賃等</u>を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運
---	--

の EX-IC 運送契約を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス） 利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 又 は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別 に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 9 条（契約の締結、変更後の取り扱い）

会員 又 はカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サ

送契約の 運賃等 を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード 利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人 会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合 また は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第 7 条 に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項、第 7 項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、EX-IC 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

第 9 条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人 会員 また はカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内におい

ービスの予約・申込サイト上にて確認することができます。

第3章 付帯サービス

第10条（付帯サービス）

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員又はカード使用者に提供することがあり、会員又はカード使用者は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとし、
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合
 - (2) システム等に障害が発生した場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できな

て、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

（削る）

第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第10条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下総称して「システム等」という。）を変更することができるものとし、
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断またはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合
 - (2) システム等に障害が発生した場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できな

くなった場合

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員およびカード使用者に事前に通知するものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

1. 当社から会員又はカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの予約・申込サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの予約・申込サイト又は当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前 2 項において、電子メールアドレス又は会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくと

なくなった場合

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員およびカード使用者に事前に通知するものとします。

5. 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 11 条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、指定クレジットカード会社が指定する住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前 2 項において、電子メールアドレスまたは会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しな

も、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。

4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードおよび JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車

くとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 4 章 EX-IC カード

第 13 条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。

5. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

することができないこと <u>又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないこと</u>があります。 5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。 6. <u>EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。</u> 7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾した<u>と否と</u>にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。 8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。 第 15 条（EX-IC カードの有効期限および更新） 1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。 2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。 3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。	6. <u>記名式</u> EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。 7. <u>非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下「カード指定者」という。）に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。</u> 8. EX-IC カードが第三者に使用された場合、<u>法人</u>会員は、承諾した<u>か否か</u>にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。 9. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。 第 14 条（EX-IC カードの有効期限および更新） 1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め<u>法人</u>会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。 2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。 3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、<u>法人</u>会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。
--	---

第 16 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員 又 はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社 又は提携企業 は、会員 又 はカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合

(3) EX-IC カードを 当該カード表面に記載のあるカード使用者 以外の第三者に使用させた場合

(4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。） 又 は公序良俗に反する行為に使用した場合

(5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結 又は付帯サービスの利用 等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(6) EX-IC カード本体 又 は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動 又 は第三者に提供等した場合

(7) 会員が、約定支払額の支払いを怠った場合等、会員の指定クレジットカード発行会社より EX-IC カード の利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合

(8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款 又 は他社が定める約款に重大な違反をした場合 もしくは は繰り返し違反した場合

(9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機 の登録取消を受けた場合

第 15 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員 また はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社 または 当社指定路線を運営する他社は、法人会員 また はカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 会員登録の取消を受けた場合

(3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合

(4) 記名式 EX-IC カードを 記名人 以外の第三者に使用させた場合

(5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。） また は公序良俗に反する行為に使用した場合

(6) 転売、換金等の 目的による EX-IC 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(7) EX-IC カード本体 また は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動 また は第三者に提供等した場合

(8) 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への 約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービス の利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合

(9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」 もしくは は他社が定める約款に重大な違反をした場合 また は繰り返し違反した場合

(10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより 交通系 IC カード の登録取消を受けた場合

(11) その他、会員<u>又</u>はカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合 2. 前項により会員<u>又</u>はカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。 3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員<u>又</u>はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用) 1. 会員<u>又</u>はカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、<u>又</u>は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、<u>カスタマーセンター又は当社が別に指定するお客様窓口（以下、総称して「カスタマーセンター等」という。）に連絡します。</u> 2. 会員<u>又</u>はカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。 (1) 会員<u>又</u>はカード使用者の故意<u>又</u>は重大な過失に起因して、紛失、盗難<u>又</u>は不正使用が発生した場合 (2) 会員<u>又</u>はカード使用者の関係者が紛失、盗難<u>又</u>は不正使用に関与した場合 (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合 (4) 当社<u>又</u>は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合	(12) その他、<u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合 2. 前項により<u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。 3. <u>法人</u>会員<u>またはカード使用者</u>は、<u>法人</u>会員<u>またはカード使用者</u>でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、<u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 4. <u>法人</u>会員は、<u>法人</u>会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用) 1. <u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、<u>また</u>は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、<u>当社が別に定めるエクスペレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。</u> 2. <u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 8 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は<u>法人</u>会員が負担するものとします。 (1) <u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の故意<u>また</u>は重大な過失に起因して、紛失、盗難<u>また</u>は不正使用が発生した場合 (2) <u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の関係者が紛失、盗難<u>また</u>は不正使用に関与した場合 (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
--	---

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合 (6) 第 1 項の申し出 <u>又</u>は届出書の内容が虚偽である場合 3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 <u>14</u> 条第 <u>7</u> 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。 4. <u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）</u>を紛失<u>し、又</u>は盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約によります。 5. <u>会員又</u>はカード使用者が EX-IC カードを紛失し、<u>又</u>は盗難に遭った場合であっても、<u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）</u>を紛失<u>し、又</u>は盗難に遭う等していなければ、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約に定める補償はありません。 第 <u>18</u> 条（EX-IC カードの再発行） 1. 当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員<u>及び</u>カード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。 3. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。 4. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員<u>又</u>はカード使用者は、EX-IC カ	(4) 当社<u>また</u>は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合 (5) 不正使用の際に<u>法人</u>会員のパスワードが使用された場合 (6) 第 1 項の申し出<u>また</u>は届出書の内容が虚偽である場合 3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 <u>13</u> 条第 <u>8</u> 項の定めにかかわらず、<u>法人</u>会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。 4. <u>カード使用者が指定クレジットカード</u>を紛失<u>また</u>は盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、<u>法人</u>会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約によります。 5. カード使用者が EX-IC カードを紛失し、<u>また</u>は盗難に遭った場合であっても、<u>指定クレジットカード</u>を紛失<u>また</u>は盗難に遭う等していなければ、<u>法人</u>会員の指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。 第 <u>17</u> 条（EX-IC カードの再発行） 1. 当社は、<u>法人</u>会員<u>またはカード使用者</u>が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に<u>法人</u>会員<u>または</u>カード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。 3. 当社は、<u>法人</u>会員<u>またはカード使用者</u>が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。 4. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、<u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者は、
--	--

ードを保有していれば、これを当社に返却<u>しなければなりません</u>。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、<u>会員</u>はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 5. 会員は、第 1 項<u>又</u>は第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は <u>JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）</u>により決済するものとします。 <u>第 19 条（当社の免責事項）</u> <u>当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。</u> <u>（1）カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>（2）当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益</u> <u>（3）JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員、カード使用者又は第三者の被った不利益</u> <u>（4）当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等</u> <u>により、会員、カード使用者又は第三者の被った不利益</u> 第 6 章 <u>EX-IC 携帯電話機</u> 第 20 条 <u>（EX-IC 携帯電話機）</u>	EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却<u>するものとします</u>。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、<u>法人</u>会員<u>また</u>はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 5. <u>法人</u>会員<u>またはカード使用者</u>は、第 1 項<u>また</u>は第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は<u>指定クレジットカード</u>により決済するものとします。 （削る） 第 5 章 <u>交通系 IC カード</u> 第 18 条 <u>（交通系 IC カード）</u>
--	--

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する<u>場合に携帯電話機</u>を使用して<u>当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り</u>ます。）について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。 2. <u>当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。</u> 3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であつて、<u>EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機および JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</u> 4. <u>EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。</u> 5. <u>EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、会員及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</u>	1. <u>カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下「利用者」という。）が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします。</u> <u>※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。</u> 2. <u>カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。</u> 3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であつて、<u>交通系 IC カードを使用して入出場するときは、常に IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は IC カードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系 IC カードを、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</u> 4. <u>EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。</u> 5. <u>交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。</u> （削る）
--	--

<u>6. 会員又はカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。</u> <u>7. 会員又はカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。</u> <u>なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u> <u>8. カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u> <u>第 21 条（EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新）</u> <u>1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします（EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め会員又はカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。</u> <u>2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。</u> <u>第 22 条（EX-IC 携帯電話機の登録取消）</u> 1. <u>会員又は</u>カード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社<u>又は提携企業</u>は、<u>会員の EX-IC 携帯電話機として</u>の登録を取り消す<u>ないし</u>本サービス等の<u>提供を終了</u>することがあります。 （1）第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合	（削る） <u>第 19 条（交通系 IC カードの登録取消）</u> 1. カード使用者<u>または利用者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社<u>または</u>当社指定路線を運営する他社は、<u>事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定</u>を取り消す<u>または</u>本サービスの<u>利用を停止</u>することがあります。 （1）第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却
--	---

(2) <u>EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人</u>以外の第三者に <u>EX-IC 携帯電話機</u>を使用した場合 (3) <u>EX-IC 携帯電話機</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）<u>又</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合 (4) <u>EX-IC 携帯電話機</u>に記録された<u>駅における入出場に係る</u>情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>又</u>は第三者に提供等した場合 (5) その他、カード使用者の <u>EX-IC 携帯電話機</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合 2. <u>会員</u>は、<u>会員</u>でなくなった後であっても、カード使用者の <u>EX-IC 携帯電話機</u>の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 <u>第 23 条（EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難）</u> 1. <u>カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、会員又はカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の</u>	を求められた場合 (2) <u>記名式交通系 IC カードを記名人</u>以外の第三者に使用させた場合 (3) <u>交通系 IC カード</u>を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）<u>また</u>は公序良俗に反する行為に使用した場合 <u>(4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</u> <u>(5) 交通系 IC カード</u>に記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動<u>または</u>第三者に提供等した場合 <u>(6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合</u> <u>(7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合</u> (8) その他、カード使用者の <u>交通系 IC カード</u>の利用が適当でないと当社が認めた場合 <u>2. 前項によりカード使用者が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。</u> <u>3. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。</u> (削る)
--	---

<u>利用停止を申し出るものとします。</u> <u>2. 会員又はカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。</u> <u>(1) 会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用発生した場合</u> <u>(2) 会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合</u> <u>(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合</u> <u>(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合</u> <u>(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合</u> <u>(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合</u> <u>3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。</u> <u>4. JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約によります。</u> <u>5. 会員又はカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約に定める補償はありません。</u> <u>第 24 条（EX-IC 携帯電話機の再登録）</u> <u>カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定</u>	<u>（削る）</u>
--	--------------------

める再登録手続きを行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限り、）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

第 25 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより会員、カード使用者 又は第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員、カード使用者 又は第三者が被った不利益
- (3) JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員、カード使用者 又は第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、会員、カード使用者 又は第三者が被った不利益

第 20 条（交通系 IC カードの変更等）

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続きによるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第 6 章 その他

第 21 条（当社の免責事項）

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより 法人会員、カード使用者 または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより 法人会員、カード使用者 または第三者が被った不利益
- (3) 指定クレジットカード、EX-IC カード、本サービスの案内冊子 および当社 HP等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により 法人会員、カード使用者 または第三者の被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者 又は第三者が被った不利益

(5) 当社が第 <u>23</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>EX-IC 携帯電話機による駅における入出場</u>により、会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (6) <u>JR 東日本の提供する「モバイル Suica」</u> サービスのメンテナンス、障害等のため、<u>EX-IC 携帯電話機</u>で駅において入出場ができないことにより会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 <u>第 7 章 その他</u> 第 <u>26</u> 条（債権譲渡および債権供担保の禁止） 会員 <u>及</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与 <u>又</u> は担保に供してはならないものとします。 第 <u>27</u> 条（相殺禁止） 会員 <u>及</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 <u>28</u> 条（合意管轄裁判所） 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 <u>又</u> は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	益 (5) 当社が <u>会員から</u> 第 <u>16</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>不正使用等</u>により、<u>法人</u> 会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者の被った不利益 (6) <u>交通系 IC カード</u> のサービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより <u>法人</u> 会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (削る) 第 <u>22</u> 条（債権譲渡および債権供担保の禁止） <u>法人会員および</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与 <u>また</u> は担保に供してはならないものとします。 第 <u>23</u> 条（相殺禁止） <u>法人会員および</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 <u>24</u> 条（<u>適用法規および</u>合意管轄裁判所） <u>1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。</u> <u>2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所 <u>また</u> は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u>
--	--

改定日 令和 <u>2</u> 年 <u>11</u> 月 <u>14</u> 日	改定日 令和 <u>3</u> 年 <u>3</u> 月 <u>6</u> 日
提携コーポレート会員 エクスプレス予約サービスに関する特約 (※1) 第1条(概要) 1. 本特約は、<u>「エクスプレスカード会員規約」(※2)(以下、「カード会員規約」という。)</u><u>で定める</u>東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約サービス(以下、「本サービス」という。)の取扱について定めます。法人会員は本特約の内容について会員指定のエクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。)(※3)使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知するものとします。法人会員<u>及</u>びカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。 2. 法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限(以下、<u>「本代理権」という。</u>)を授与するものとし、法人会員はカード使用者のエクスプレス予約サービスの利用に関する一切の責任を負うものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法により、エクスプレス予約サービスの利用の退会を	提携コーポレート会員 エクスプレス予約サービスに関する特約 (※1) 第1条(概要) 1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)が<u>「エクスプレスカード会員規約(※2)」(以下、カード会員規約」という。)</u>に定める法人会員(以下「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約サービス(以下「本サービス」という。)の取扱について定めます。法人会員は本特約の内容について会員指定のエクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。)(※3)使用者(以下「カード使用者」という。)に周知するものとします。法人会員<u>および</u>カード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。 2. 本特約は、カード会員規約の特約であり、カード会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社または当社指定路線を運営する他社(以下「他社」という。)の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。)によります。 3. 法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与するものとし、法人会員はカード使用者のエクスプレス予約サービスの利用に関する一切の責任を負うものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法により、エクスプレス予約サービスの利用の退会を

申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。

3. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>) (以下「当社 HP」という。)等で公表するものとします。

4. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2条(エクスプレス予約利用資格)

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとします。

2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、カード番号の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続(以下「登録手続」という。)を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報全てを正確に登録するものとします。

3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないことができます。

(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)がある場合

(2) 登録手続が正しく完了しなかった場合

申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。

4. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>) (以下「当社 HP」という。)等で公表するものとします。

(削る)

第2条(エクスプレス予約利用資格)

1. 本サービスは、法人会員およびカード使用者に限り利用できるものとします。

2. カード使用者は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員 ID(以下「会員 ID」という。)や、その他の当社が別に定める情報(以下「会員情報」という。)を入力することにより、本サービスの会員登録手続(以下「会員登録」という。)を行うものとします。カード使用者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)がある場合

(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合

(3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人の<u>何れか</u>であり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合 (4) その他、本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合 4. <u>カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対してIDを発行します。登録手続の完了及びIDの通知は、登録手続きの完了画面への表示により行われます。</u> 5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。 (中略) 6. 以下の項目に該当する<u>と当社が判断した</u>場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、<u>カード使用者の本サービス利用を停止させることができます</u>。なお、本項(6) <u>又</u>は(7)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1	(3)<u>カード使用者が</u>未成年者、成年被後見人、被保佐人<u>または被補助人のいずれか</u>であり、<u>本サービスの</u>利用申込の際に必要な同意を得ていない場合 (4)<u>カード使用者が、過去において本特約またはこれに付随する特約(以下、総称して「本特約等」という。)に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</u> (5)<u>会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 西日本」という。)が提供する J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス(以下「J-WEST カード EX 予約サービス」という。)または当社と JR 西日本が別に提供する「スマートEX サービス」(以下「スマートEX」という。)の会員資格の停止・取消を受けている場合</u> (6)その他、<u>カード使用者が</u>本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合 4. <u>第 2 項の会員登録に対して</u>当社が承諾をした場合、カード使用者は<u>本会員としての資格(以下「会員資格」という。)を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。)に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。</u> 5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。 (中略) 6. <u>当社より第 4 項の承認を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が</u>以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく、<u>直ちにカード使用者</u>
--	---

項第 6 号に該当するものとみなします。 (1) カード使用者が本特約に違反した場合 (2) 第 2 項により登録<u>及</u>び第 3 条により修正された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合 (3) 本代理権を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、<u>又</u>はカード使用者がカード使用者でなくなった場合 (4) <u>カード使用者が登録した電子メールアドレス(以下、「電子メールアドレス」という。)</u>、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合 (5) カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産<u>若</u>しくは更生手続開始の申立を行い<u>又</u>は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合 (6) 法人会員<u>又</u>はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部<u>又</u>は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>又</u>は換金行為を試み、<u>若し</u><u>く</u>は実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含む) (7) 法人会員<u>又</u>はカード使用者が、その一部<u>又</u>は全部を自らは使用しない等、転売<u>又</u>は換金等の目的において、相当と認められる数量<u>又</u>は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合 (8) 法人会員<u>又</u>はカード使用者が、第 16 条に違反している、<u>又</u>は疑いがあると当社が認めた場合	の本サービスの利用<u>資格</u>を停止・<u>取消</u>また<u>カード使用者の本サービス利用を停止</u>させることが<u>あります</u>。なお、本項(7) <u>また</u>は(8)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第 12 条第 1 項第 6 号に該当するものとみなします。 (1) カード使用者が本特約<u>等</u>に違反した場合 (2) 第 2 項により登録<u>およ</u>び第 3 条により修正された<u>会員</u>情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合 (3) 本代理権を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、<u>また</u>はカード使用者がカード使用者でなくなった場合 (4) 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合 (5) カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産<u>もしくは</u>更生手続開始の申立を行い<u>また</u>は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合 <u>(6)カード会社から会員資格を取り消すよう通知があった場合</u> (7) 法人会員<u>また</u>はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部<u>また</u>は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売<u>もしくは</u>換金行為を試み、<u>また</u>は実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含む) (8) 法人会員<u>また</u>はカード使用者が、その一部<u>また</u>は全部を自らは使用しない等、転売<u>また</u>は換金等の目的において、相当と認められる数量<u>また</u>は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合 (9) 法人会員<u>また</u>はカード使用者が、第 23 条に違反している、<u>また</u>は疑いがあると当社が認めた場合 <u>(10)同一のカード使用者に対し複数の会員 ID(本サービス、J-WEST カード EX 予約サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合(過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</u>
---	--

(9)その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合

7. カード使用者は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続きを行うものとします。カード使用者が会員登録の初期化手続きを行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続きが完了した後、当社は本サービスの画面に表示することにより通知します。

8. カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第7項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

9. 法人会員及びカード使用者は、第5項、第6項又は第7項により、カード使用者が本サービス利用停止又は登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。

10. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、当社の定める運送約款（東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則その他の当社が定める運送約款。以下同じ）によるものとします。

第3条（会員情報の登録・修正）

カード使用者は、第2条第2項で登録した情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つも

(10)その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合

7. カード使用者は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が定める会員登録の初期化手続きを行うものとします。カード使用者が会員登録の初期化手続きを行った場合、当社は、カード使用者の会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なおカード使用者が、カード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、カード会社へ申し出るものとします。

8. カード使用者が会員登録を行った後、またはカード使用者が前項に定める本サービスの会員登録の初期化手続を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条第1項に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

9. 法人会員およびカード使用者は、第5項、第6項または第7項により、カード使用者の会員資格の喪失時点以前に発生した本特約等に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第3条（会員情報の登録・修正）

カード使用者は、会員情報（前条第2項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものを含む）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

のとします。

第4条(会員情報の使用等)

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員またはカード使用者に関する情報(購入履歴およびサーバー通信履歴等)についての取扱いは、カード会員規約によるものとします。

第5条(法人会員およびカード使用者の義務)

1. 法人会員およびカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 法人会員もしくはカード使用者はID、パスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

3. 法人会員およびカード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第6条(カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。

2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、法人会員またはカード使用者が判断した行動の結果、法人会員またはカード使用者が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

第 <u>4</u> 条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものとします。 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社 <u>が別に定めるところによる</u>ものとします。 第 <u>5</u> 条(申込) 本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与されたID <u>及</u>びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、乗車券類の購入等の申込をするものとします。 第 <u>6</u> 条(回答方法、決済) 1. カード使用者が本サービスを利用した場合、<u>カード使用者が本サービス会員登録手続を行う際に会員番号を入力した</u>カードによって決済することとします。 2. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の <u>画面</u> への表示、<u>又</u>はカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。 3. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカ	第 <u>7</u> 条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものとします。 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間 <u>および</u> 所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社 <u>HP 上で周知する</u>ものとします。 第 <u>8</u> 条(申込) 本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された <u>会員ID</u> <u>および</u> パスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、<u>インターネットによる申込に限り</u>、乗車券類の購入等の申込をするものとします。 第 <u>9</u> 条(回答方法、決済) 1. カード使用者が本サービスを利用した場合、<u>会員 ID に紐づく</u>カードによって決済することとします。 2. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の <u>申込サイト</u> への表示、<u>また</u>はカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。 3. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知
---	--

ード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。 4. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。 <u>5. 乗車券類の変更、払戻等(第 12 条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。)により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。</u> <u>6. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下、「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。</u> <u>第 7 条(カード使用者の問い合わせ窓口)</u> <u>1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマー</u>	等を行うものとします。 4. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社 HP により周知するものとします。 <u>5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第 2 項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。</u> <u>6. 乗車券類の変更、払戻等(第 14 条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。)により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。</u>
--	--

センターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上に掲示します。

2. カスタマーセンターでは、カード利用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、法人会員またはカード使用者が判断した行動の結果、法人会員またはカード使用者が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任を負わないものとします。

第 8 条(契約成立後の乗車券類の扱い)

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び本特約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。)の適用を受けるものとします。

2. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管します。

3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 9 条(事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」という。)の前に購入の申込(以下「事前申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、予約・申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内

第 10 条(契約成立後の乗車券類の扱い)

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 11 条(事前申込サービス)

1. 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」という。)の前に購入の申込(以下「事前申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとしま

容について購入申込があったものとして、午前 8 時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。 (注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。 4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。 6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。 第 10 条(夜間申込サービス) 1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込(以下「夜間申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。 2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込画面上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。 3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 6 条に基づき電子メール送信により行います。 (注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。 4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。な	す。運送契約の締結の成否の通知は、第 9 条に基づき電子メール送信により行います。 (注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。 4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。 6. 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前 8 時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。 第 12 条(夜間申込サービス) 1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯においては、購入の申込(以下「夜間申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。 2. 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。 3. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第 9 条に基づき電子メール送信により行います。 (注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。 4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。 5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電
---	--

お、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。 6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。 第 11 条(受取) 1. カード使用者は、当社が別に定める窓口(以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。 2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。)を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、カード使用者の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行う<u>なければなりません</u>。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。 3. 第 1 項の乗車券類の受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。 4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。 (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。 (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車	話連絡を行い、その指示に従うものとします。 6. 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。 第 13 条(受取) 1. カード使用者は、当社が別に定める<u>指定席券売機または</u>窓口(以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 10 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。 2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。)を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、<u>当社が別に定める</u>カード使用者の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行う<u>ものとします</u>。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。 3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、<u>乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第 11 条に定める事前申込による受取期間</u>は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。 4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。 (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。 (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた
--	--

用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。 5. カード<u>会員規約</u>が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第 8 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなします。 第 12 条(受取後の乗車券類の扱い) カード使用者が第 11 条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社<u>の駅等の窓口又は</u>別に定める<u>当社の端末等</u>において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。 第 13 条(変更の可能性)	額の払戻を行うものとします。 5. <u>前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第 9 条に関わらず会員への通知は行いません。</u> 6. カード<u>使用者が会員資格を喪失した</u>時点で、当社が第 10 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合<u>の受取期間は</u>、当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなします。 第 14 条(受取後の乗車券類の扱い) カード使用者が第 13 条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社<u>が</u>別に定める<u>窓口</u>において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。 <u>第 15 条 (付帯サービス)</u> 1. <u>当社または付帯サービスを提供する企業(以下「提携企業」という。)は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下「付帯サービス」という。)を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等で案内します。</u> 2. <u>法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者のカードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。</u> 第 16 条(変更の可能性) 1. 当社は、事前に法人会員<u>また</u>はカード使用者に通知することなく本サービスに関す
---	---

1. 当社は、事前に法人会員 <u>又</u> はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム <u>及</u> び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム <u>及</u> び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。 (1) 第 <u>4</u> 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間 <u>及</u> び所要回答時間 (2) 第 <u>5</u> 条の申込方法 (3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等 <u>(4) 第 9 条、第 10 条の申込方法</u> <u>(5) 第 11 条第 1 項及び同第 2 項</u>の受取窓口、受取方法 <u>(6) 第 11 条第 3 項の受取期間</u> <u>(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</u> 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員 <u>又</u> はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができます。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>又</u> は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員 <u>又</u> はカード使用者に事前に通知するものとします。	るシステム <u>および</u> 下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム <u>および</u> 内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。 (1) 第 <u>7</u> 条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間 <u>および</u> 所要回答時間 (2) 第 <u>8</u> 条、<u>第 11 条、第 12 条</u>の申込方法 (3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等 <u>(削る)</u> <u>(4) 第 13 条の受取窓口、受取方法、受取期間</u> <u>(5) 付帯サービスの内容</u> <u>(6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容</u> 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員 <u>また</u> はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更 <u>および</u> 本サービスへのアクセス制限を行うことができます。 (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合 (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態 <u>また</u> は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合 (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合 3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員 <u>また</u> はカード使用者に事前に通知するものとします。 <u>(削る)</u>
--	---

<u>第 14 条(会員情報の使用等)</u> <u>本サービスに基づき当社が知り得た法人会員またはカード使用者に関する情報(購入履歴及びサーバー通信履歴等)についての取扱いは、カード会員規約によるものとします。</u> <u>第 15 条(法人会員及びカード使用者の義務)</u> <u>1. 法人会員及びカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。</u> <u>2. 法人会員及びカード使用者はID及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。</u> <u>3. 法人会員及びカード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。</u> 第 16 条(法人会員の責任、当社の免責、損害賠償) 1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、<u>又</u>過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者が行った一切の行為及びその結果並びにIDによりなされた一切の行為<u>及び</u>結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。 2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。 (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員、カード使用者<u>又</u>は第三者が被った不利益 (2) カード使用者のID<u>及び</u>パスワードの使用上の誤り<u>又</u>は管理不十分により法人会	(削る) 第 17 条(法人会員の責任、当社の免責、損害賠償) 1. <u>法人会員または</u>カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、<u>また</u>過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者<u>またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下「利用者」という。)</u>が行った一切の行為<u>および</u>その結果並びに<u>会員ID等</u>によりなされた一切の行為<u>および</u>結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。 2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。 (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員、カード使用者<u>また</u>は第三者が被った不利益 (2) カード使用者の<u>会員IDおよび</u>パスワードの使用上の誤り<u>また</u>は管理不十分により法人会員、カード使用者<u>また</u>は第三者が被った不利益 <u>(3)当社が第 2 条第 3 項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより</u>
---	--

員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (3) 当社が第 2 条第 6 項によりカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (4) 当社が本サービスに関するシステム <u>又</u> は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了 <u>又</u> はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者の被った不利益 (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話 <u>又</u> はパソコン等の機器、ソフトウェア等 <u>及び</u> その環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことによりID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (9) <u>カード使用者が登録した</u> 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員 <u>又</u> はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>又</u> は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話 <u>又</u> はパソコンの受信容量を超過した、<u>当社から送信された電子メールにより</u> 法人会員、カード使用者 <u>又</u> は	<u>法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</u> (4) 当社が第 2 条第 6 項により本サービスのカード使用者の <u>会員資格を停止・取消または本サービスの</u> 利用を停止させることにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (5) 当社が本サービスに関するシステム <u>また</u> は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (6) 当社が本サービスの中断・変更・終了 <u>また</u> はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (7) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者の被った不利益 (8) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話 <u>また</u> はパソコン等の機器、ソフトウェア等 <u>および</u> その環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (9) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより <u>会員</u> ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (10) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員 <u>または</u> カード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、<u>また</u> は当社が世間一般に送信される <u>電子メールの</u> 容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話 <u>また</u> はパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益
---	--

第三者が被った不利益 (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (12) <u>その他</u>、カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに従ったことにより、<u>又</u> は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 (13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者 <u>又</u> は第三者が被った不利益 3. カード使用者が本特約、<u>及び</u> 当社の定める運送約款 <u>及び</u> 法令の定めに従って当社 <u>又</u> は第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。 第 17 条 (通知 <u>及び</u> 同意の方法) 1. 当社からカード使用者への本サービスの運営 <u>及び</u> 内容に関する通知は、当社の本サービスの <u>予約・</u> 申込サイト上への掲示、<u>カード使用者が登録した</u> 電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>又</u> はその他当社が適当と認める方法により行 <u>います</u>。 2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなします。 第 18 条 (権利の帰属) 本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社 <u>又</u> はそれぞれの権利者に帰属するもの	(12) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (13) カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに従ったことにより、<u>また</u> は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 (14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 3. カード使用者が本特約 <u>等</u>、当社 <u>または他社</u> の定める運送約款 <u>および</u> 法令の定めに従って当社 <u>また</u> は第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。 第 18 条 (通知 <u>および</u> 同意の方法) 1. 当社から <u>法人会員または</u> カード使用者への本サービスの運営 <u>および</u> 内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト <u>または当社 HP</u> 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、<u>また</u> はその他当社が適当と認める方法により行 <u>うものとします</u>。 2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスを <u>法人会員または</u> カード使用者が利用したことにより、同通知の内容を <u>法人会員または</u> カード使用者が承諾したものとみなします。 第 19 条 (権利の帰属) 本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社 <u>また</u> はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員 <u>また</u> はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を
--	---

であり、法人会員<u>又</u>はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。 第 19 条 (反社会的勢力の排除) 1. 法人会員<u>又</u>はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. 法人会員<u>又</u>はカード使用者は、自ら<u>又</u>は第三者を利用して次の各号に該当する行	一切行ってはならないものとします。 <u>第 20 条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)</u> <u>法人会員またはカード使用者は理由のいかんを問わず、本特約等に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。</u> <u>第 21 条 (相殺禁止)</u> <u>法人会員またはカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約等に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</u> <u>第 22 条 (例外的扱い)</u> <u>当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。</u> 第 23 条 (反社会的勢力の排除) 1. 法人会員<u>また</u>はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員<u>および</u>暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) 前各号の共生者 (7) その他前各号に準ずる者 2. 法人会員<u>また</u>はカード使用者は、自ら<u>また</u>は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
--	--

為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>又</u>は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い<u>又</u>は威力を用いて当社の信用を毀損し、<u>又</u>は当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和<u>2</u>年 <u>11</u>月 <u>14</u>日	(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、<u>また</u>は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い<u>また</u>は威力を用いて当社の信用を毀損し、<u>また</u>は当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 改定日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日
---	---

※1～3の用語については、エクスプレス予約サービスに関する特約ごとに以下の用語に読み替えるものとします。

(※1) エクスプレス予約サービスに関する特約	(※2) 提携コーポレートカード会員規約	(※3) 会員指定のエクスプレスコーポレートカード
エクスプレス予約サービス(JCB)に関する特約	JCBエクスプレスカード会員規約	JCB エクスプレスビジネスカード又は JCB エクスプレスコーポレートカード (以下、総称して「カード」という。)
エクスプレス予約サービス(三井住友エクスプレスコーポレートカード)に関する特約	三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約	エクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。)
エクスプレス予約サービス(UCコーポレート)に関する特約	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	UCエクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。)
エクスプレス予約サービス(MUFGカードコーポレート)に関する特約	MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約	MUFG カード エクスプレスコーポレート(以下「カード」という。)
エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約	DCエクスプレスコーポレートカード(個別払い方式)会員規約	DC エクスプレスコーポレートカード(以下、「カード」という。)
	DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約	
エクスプレス予約サービス(TS CUBICコーポ)	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード	TSCUBIC エクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。)

レート)に関する特約	会員規約	
エクスプレス予約サービス(アメリカン・エクスプレス・コーポレート)に関する特約	アメリカン・エクスプレス®・JR 東海 エクスプレス・コーポレート・カード会員規約	アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード (以下「カード」という。)
現行 (令和3年3月5日まで)		改正 (令和3年3月6日以降)
JR 東海 EX-IC サービス規約(提携コーポレート会員) 本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「<u>当社</u>」という。)が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。 第1章 総則 第1条(総則) 1. 本規約は、「<u>エクスプレス予約サービス(JCB)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(三井住友エクスプレスコーポレートカード)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(UC コーポレート)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(MUFG カードコーポレート)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(DC コーポレート)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(TS CUBIC コーポレート)に関する特約</u>」「<u>エクスプレス予約サービス(アメリカン・エクスプレス・コーポレート)に関する特約</u>」(以下「<u>EX 予約サービス特約(提携コーポレート)</u>」という。)の特約とし、<u>EX 予約サービス特約(提携コーポレート)</u>と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。 2. 「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」(※<u>1</u>) (以下「<u>カード会員規約</u>」という。)に定める法人会員(以下「<u>単に</u>「法人会員」という。)は、カード会員規約に定めるカード		JR 東海 EX-IC サービス規約(提携コーポレート会員) 本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「<u>当社</u>」という。)が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。 第1章 総則 第1条(総則) 1. 本規約は、「<u>エクスプレス予約サービスに関する特約</u>」(※<u>1</u>) (以下「サービス特約」という。)の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。 2. 「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」(※<u>2</u>) (以下「カード会員規約」という。)に定める法人会員(以下「法人会員」という。)は、カード会員規約に定めるカード使用者

使用者(以下、<u>単に</u>「カード使用者」という。)に本規約を周知する義務を負います。 第2条(用語の定義) 1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。 (1)「EX-IC カード」とは、法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。 (2)「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。 (3)「記名式 EX-IC カード」とは、<u>法人会員名と個人の</u>カード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。 (4)「非記名式 EX-IC カード」とは、<u>法人会員名と会社、</u>部署等<u>のカード使用者名</u>がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。 <u>(5)「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。</u> <u>(6)「提携企業」とは、法人会員またはカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。</u> (7)「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。 (8)「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が <u>EX 予約</u>サービス特約(<u>提携コーポレート</u>)第2条の定めにより登録した事項(<u>EX 予約サ</u>	(以下「カード使用者」という。)に本規約を周知する義務を負います。 第2条 (用語の定義) 1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。 (1)「EX-IC カード」とは、<u>当社が</u>法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。 (2)「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。 (3)「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名<u>等</u>がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。 (4)「非記名式 EX-IC カード」とは、会社<u>の</u>部署<u>名</u>等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。 <u>(5)「交通系 IC カード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ(https://expv.jp/) (以下「当社 HP」という。)に掲載する IC カード乗車券等をいいます。</u> (削る) (6)「当社指定路線」とは、<u>第4条に定める</u> EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。 <u>(7)「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカード(※3)のうち、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。</u> <u>(8)「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社(※4)をいいます。</u> (9)「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が、<u>サ</u>サービス特約第2条の定めにより<u>会員登録の際に</u>登録した事項(<u>修正登録した</u>事項を含
--	--

<u>ービス特約(提携コーポレート)第3条の定めにより変更された</u>事項を含みます。)をいいます。 2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約および <u>EX 予約</u> サービス特約 (<u>提携コーポレート</u>) に定めるところによるものとします。 第3条(本規約の変更) <u>1. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード</u><u>会員</u>と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、<u>当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expv.jp/)</u> (以下、「<u>当社 HP</u>」という。)等で公表するものとします。 <u>2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。</u> 第2章 EX-IC サービス 第4条(EX-IC サービス) EX-IC サービス(以下、「<u>本サービス</u>」という。)とは、エクスプレス予約サービスの一種であり、<u>携帯電話またはパソコン等</u>による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下、「<u>締結等</u>」という。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下、「<u>駅</u>」という。)において入出場する際に EX-IC カードまたは <u>EX-IC 携帯電話機等</u>が必要等の特別な旅客運送契約(以下、「<u>EX-IC 運送契約</u>」という。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額と	みます。)をいいます。 2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびサービス特約に定めるところによるものとします。 第3条 (本規約の変更) 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード<u>使用者</u>と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとします。 (削る) 第2章 EX-IC サービス 第4条(EX-IC サービス) <u>1. EX-IC サービス(以下「本サービス」という。)とは、</u><u>サービス特約第1条に定める</u>エクスプレス予約サービスの一種であり、<u>インターネット</u>による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下「締結等」という。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下「駅」という。)において入出場する際に EX-IC カードまたは <u>交通系 IC カード(以下、総称して「IC カード」という。)</u>が必要等の特別な旅客運送契約(以下「EX-IC 運送契約」という。)となります。また、EX-IC 運送契約は、
--	---

なる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者にとって不利になる場合があります。 第 5 条 (EX-IC 運送契約の内容) EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。 第 6 条 (利用環境、受付期間、受付時間) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。 2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間<u>および</u>時間は、当社が別に定めるところによるものとします。 第 7 条 (申込) カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものと	乗車間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者<u>もしくは第 18 条で定める利用者</u>にとって不利になる場合があります。 <u>2. カード使用者または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第 13 条に定める受取窓口において、サービス特約第 10 条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。</u> <u>3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは乗車券類のみで通過することはできません。</u> 第 5 条 (EX-IC 運送契約の内容) EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。 第 6 条 (利用環境、受付期間、受付時間<u>等</u>) 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP により周知するものとします。 2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間、<u>受付時間および所要回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等</u>は、当社が別に定めるところによるものとします。 第 7 条 (申込) カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものと
--	--

します。 第 8 条(申込および決済の方法、契約の成立等) 1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの<u>予約</u>・申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。 3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。 4. EX-IC 運送契約の運賃等は、<u>JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)</u> (※2)によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、<u>指定クレジットカード発行会社(※3)</u>が定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。 5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。 6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの予約・申込サイト画面への表示<u>または会員情報と</u>	します。 第 8 条(申込および決済の方法、契約の成立等) 1.カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 <u>※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</u> 2.前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス (以下「電子メールアドレス」という。)への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。 3.前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。 4.EX-IC 運送契約の運賃等は、<u>指定クレジットカード</u>によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、<u>カード会員規約に</u>定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。 5.第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。 6.カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。 7.前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または電子メールアド
--	---

して登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくはは新たに收受すべき不足金または手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前のEX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. カード使用者は、本サービスによりEX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下、「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

レスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8.前項により第 4 項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金またはは新たに收受すべき不足金もしくはは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前の EX-IC 運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9.カード使用者は、本サービスによりEX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第 6 条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、EX-IC 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10.EXサービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

第9条(契約の締結、変更後の取り扱い) 法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの<u>予約</u>・申込サイト上にて確認することができます。 <u>第3章 付帯サービス</u> <u>第10条(付帯サービス)</u> <u>当社または提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下、「付帯サービス」という。)を法人会員またはカード使用者に提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上への掲示等の方法により通知します。</u> 第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め 第11条(本サービス等の変更、中断、終了等) 1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス<u>または付帯サービス(以下、総称して「本サービス等」という。)</u>の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。 2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス<u>等</u>の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」という。)を変更することができるものとし、 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員<u>及び</u>カード使用者に通知することなく、本サービス等の一部<u>または</u>全部の提供の中断<u>もしくは</u>カード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、	第9条(契約の締結、変更後の取り扱い) 法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。 (削る) 第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め 第10条(本サービス等の変更、中断、終了等) 1.当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。 2.当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」という。)を変更することができるものとし、 3.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員<u>および</u>カード使用者に通知することなく、本サービス等の一部<u>もしくは</u>全部の提供の中断<u>または</u>カード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、
---	---

(1)システム等の保守、点検を行う場合 (2)システム等に障害が発生した場合 (3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合 (4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合 4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了することができるものとしますが、この場合、当社は法人会員<u>及び</u>カード使用者に事前に通知するものとします。 5. 当社は、<u>前各項の</u>本サービス<u>等</u>の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。 第 <u>12</u> 条(通知の方法) 1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの<u>予約・</u>申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、<u>会員情報として登録された</u>電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、<u>法人会員の所在地</u>への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。 2. 前項の通知が本サービスの<u>予約・</u>申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。 3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに<u>会員情報として登録された</u>電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。 4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、<u>当社が郵便物を送付するとき</u>に<u>法人会員の所在地</u>に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。	(1)システム等の保守、点検を行う場合 (2)システム等に障害が発生した場合 (3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合 (4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合 4.当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員<u>および</u>カード使用者に事前に通知するものとします。 5.当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。 第 <u>11</u> 条(通知の方法) 1.当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、<u>指定クレジットカード発行会社が指定する住所</u>への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。 2.前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。 3.第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。 4.第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、<u>指定クレジットカード会社が指定する住所</u>に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
---	---

5. 前二項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条 (EX-IC カードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。

4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードおよび JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業の係員より

5. 前二項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 4 章 EX-IC カード

第 13 条 (EX-IC カードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。

5. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社

<u>提示を求められたときは</u>、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと<u>または付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないこと</u>があります。 <u>5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。</u> <u>6. EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。</u> <u>7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾した<u>と否と</u>にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</u> <u>8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。</u> 第 <u>15</u> 条 (EX-IC カードの有効期限および更新) 1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。 2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。 3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。	指定路線へ乗車することができないことがあります。 <u>6.記名式</u> EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。 <u>7.非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者(以下「カード指定者」という。)に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。</u> <u>8.EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾した<u>か否か</u>にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</u> <u>9.当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。</u> 第 <u>14</u> 条 (EX-IC カードの有効期限および更新) 1.EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。 2.前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。 3.EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。
--	---

第 16 条 (EX-IC カードの返却等) 1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社 <u>または提携企業</u> は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。 (1) 本規約に違反した場合 (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合 (3) EX-IC カードを <u>当該カード表面に記載のあるカード使用者</u> 以外の第三者に使用させた場合 (4) EX-IC カードを不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) または公序良俗に反する行為に使用した場合 (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結 <u>または付帯サービスの利用</u> 等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合 (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合 (7) 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への <u>カード利用代金</u> の支払いを怠った場合等、同社より <u>EX-IC カード</u> の利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合 (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」 <u>または</u> 他社が定める約款に重大な違反をした場合 <u>もしくは</u> は繰り返し違反した場合 (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合 (10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより <u>EX-IC 携帯電話機</u> の登録取消を受けた場合 (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないと当社	第 15 条 (EX-IC カードの返却等) 1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社 <u>または</u> 当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。 (1) 本規約に違反した場合 (2) <u>会員登録の取消を受けた場合</u> (3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合 (4) <u>記名式</u> EX-IC カードを <u>記名人</u> 以外の第三者に使用させた場合 (5) EX-IC カードを不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) または公序良俗に反する行為に使用した場合 (6) <u>転売、換金等の</u> 目的による EX-IC 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合 (7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合 (8) 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への <u>約定支払額</u> の支払いを怠った場合等、同社より <u>本サービス</u> の利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合 (9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」 <u>もしくは</u> 他社が定める約款に重大な違反をした場合 <u>または</u> は繰り返し違反した場合 (10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合 (11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより <u>交通系 IC カード</u> の登録取消を受けた場合 (12) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないと当社
--	--

社が認めた場合 2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他、EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。 3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用) 1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。 2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。 (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合 (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合 (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合 (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合 (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合	が認めた場合 2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。 3. 法人会員 <u>またはカード使用者</u> は、法人会員 <u>またはカード使用者</u> でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用) 1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。 2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 8 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。 (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合 (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合 (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合 (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合 (5) 不正使用の際に <u>法人</u> 会員のパスワードが使用された場合
--	--

(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合 3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。 4. <u>JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)</u>を紛失し、または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。 5. <u>法人会員または</u>カード使用者が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、<u>JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)</u>を紛失し、または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。 第 18 条 (EX-IC カードの再発行) 1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員<u>及び</u>カード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。 3. 当社は、法人会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。 4. 前<u>各</u>項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却<u>しなければなりません</u>。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカー	(6) 第 1 項の申し出<u>または届出書</u>の内容が虚偽である場合 3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 8 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。 4. <u>カード使用者が指定クレジットカード</u>を紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、<u>法人会員の</u>指定クレジットカード発行会社が定め<u>る諸規約</u>によります。 5. カード使用者が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、<u>指定クレジットカード</u>を紛失または盗難に遭う等していなければ、<u>法人会員の</u>指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。 第 17 条 (EX-IC カードの再発行) 1. 当社は、法人会員<u>またはカード使用者</u>が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員<u>または</u>カード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。 3. 当社は、法人会員<u>またはカード使用者</u>が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。 4. 前<u>二</u>項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却<u>するものとします</u>。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使
--	--

ド使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 5. 法人会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は <u>JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)</u> により決済するものとします。 <u>第 19 条(当社の免責事項)</u> <u>当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。</u> <u>(1)カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</u> <u>(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</u> <u>(3)JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益</u> <u>(4)当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益</u> 第 6 章 EX-IC 携帯電話機 <u>第 20 条(EX-IC 携帯電話機)</u> 1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に<u>携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機(ただし、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR 東日本」という。)が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。)</u>について、	用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。 5.法人会員<u>またはカード使用者</u>は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は<u>指定クレジットカード</u>により決済するものとします。 (削る) 第 5 章 交通系 IC カード <u>第 18 条(交通系 IC カード)</u> 1. <u>カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下「利用者」という。)</u>が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する<u>ために交通系 IC カードを使用して入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード</u>
---	--

<u>当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録</u> 手続をするものとします。 2. <u>当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。</u> 3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、<u>EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機および JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</u> 4. <u>EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。</u> 5. <u>EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</u> 6. <u>法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。</u> 7. <u>法人会員またはカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境(以下、「利用環境」という。)を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u> 8. <u>カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通</u>	<u>使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定</u> 手続をするものとします。 <u>※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。</u> 2.<u>カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。</u> 3.カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、<u>交通系 IC カードを使用して入出場するときは、常に IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は IC カードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系 IC カードを、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</u> 4. <u>EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。</u> 5. <u>交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。</u> (削る)
---	--

<u>信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。</u> <u>第 21 条 (EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新)</u> <u>1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします (EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。)。ただし、当社が必要と認め法人会員またはカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。</u> <u>2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。</u> 第 22 条 (EX-IC 携帯電話機の登録取消) 1. <u>法人会員または</u>カード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、<u>当社指定路線を運営する他社または提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消す</u><u>ないし</u>本サービス等の<u>提供を終了</u>することがあります。 (1) 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合 (2) <u>EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人</u>以外の第三者に <u>EX-IC 携帯電話機</u>を使用した場合 (3) <u>EX-IC 携帯電話機</u>を不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) または公序良俗に反する行為に使用した場合 (4) <u>EX-IC 携帯電話機</u>に記録された <u>駅における入出場に係る</u> 情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合	(削る) 第 19 条 (<u>交通系 IC カード</u>の登録取消) 1. カード使用者 <u>または利用者</u> が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社 <u>または</u> 当社指定路線を運営する他社は、<u>事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消す</u> <u>または</u> 本サービスの <u>利用を停止</u> することがあります。 (1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合 (2) <u>記名式交通系 IC カードを記名人</u> 以外の第三者に使用させた場合 (3) <u>交通系 IC カード</u> を不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) または公序良俗に反する行為に使用した場合 <u>(4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合</u> <u>(5) 交通系 IC カード</u> に記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
--	--

(5)その他、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合 2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 <u>第 23 条 (EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難)</u> 1. カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合には、法人会員またはカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。 2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。 (1)法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合 (2)法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合 (3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合 (4)当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合	(6)カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続きをし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合 (7)カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合 (8)その他、カード使用者の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合 2.前項によりカード使用者が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。 3.法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。 (削る)
---	---

<u>(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合</u> <u>(6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合</u> <u>3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。</u> <u>4. JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を紛失し、または盗難に遭う等して、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。</u> <u>5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、または盗難に遭った場合であっても、JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を紛失し、または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。</u> <u>第 24 条(EX-IC 携帯電話機の再登録)</u> <u>カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機(ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。)を EX-IC 携帯電話機として再登録します。</u>	<u>(削る)</u> <u>第 20 条 (交通系 IC カードの変更等)</u> <u>1.カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。</u>
---	---

第 <u>25</u> 条(当社の免責事項) 当社は、<u>EX-IC 携帯電話機</u>の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。 (1)カード使用者の <u>EX-IC 携帯電話機</u>の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (3)<u>JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)</u>、<u>エクスプレス予約サービス</u>、<u>EX-IC 携帯電話機</u>の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (4)利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (5)当社が第 <u>23</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>EX-IC 携帯電話機による駅における入出場</u>により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (6)<u>JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス</u>、障害等のため、<u>EX-IC 携帯電話機</u>で駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (7)一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより法人	<u>2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。</u> <u>第 6 章 その他</u> 第 <u>21</u> 条(当社の免責事項) 当社は、<u>IC カード</u>の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。 (1)カード使用者の IC <u>カード</u>の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (3)<u>指定クレジットカード</u>、<u>EX-IC カード</u>、<u>本サービス</u>の案内冊子<u>および当社 HP</u>等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益 (4)利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 (5)当社が会員から第 <u>16</u> 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した <u>不正使用等</u>により、法人会員、カード使用者 <u>または</u>第三者 <u>の</u>被った不利益 (6)<u>交通系 IC カード</u>のサービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益 <u>(削る)</u>
---	--

会員、カード使用者 <u>また</u> は第三者が被った不利益 <u>第7章その他</u> 第 <u>26</u> 条(債権譲渡および債権供担保の禁止) 法人会員 <u>及</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。 第 <u>27</u> 条(相殺禁止) 法人会員 <u>及</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 <u>28</u> 条(合意管轄裁判所) 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	<u>(削る)</u> 第 <u>22</u> 条(債権譲渡および債権供担保の禁止) 法人会員 <u>および</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。 第 <u>23</u> 条(相殺禁止) 法人会員 <u>および</u> ビカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。 第 <u>24</u> 条(<u>適用法規および合意管轄裁判所</u>) <u>1.本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。</u> <u>2.</u>本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
--	--

(※)※1～3の用語については、本規約においてすべての箇所、EX予約サービス特約(提携コーポレート)ごとに、以下の用語に読み替える。

<u>EX</u> 予約サービス特約 (<u>提携コーポレート</u>)	※ <u>1</u> (<u>JR 東海エクスプレ ス・カード会員規約</u>)	※ <u>2</u> (<u>JR 東海エクスプレ ス・カード(提携コー ポレート)</u>)	※ <u>3</u> (<u>指定クレジットカード 発行会社</u>)
エクスプレス予約サー ビス(JCB)に関する 特約	JCBエクスプレスカー ド会員規約	JCBエクスプレス カード	株式会社ジェーシー ビー
エクスプレス予約サー ビス(三井住友エクス プレスコーポレートカ ード)に関する特約	三井住友エクスプレ スコーポレートカード 会員規約	三井住友エクスプレ スコーポレートカード	三井住友カード株式 会社
エクスプレス予約サー ビス(UCコーポレー ト)に関する特約	UCエクスプレス コーポレートカード会 員規約	UCエクスプレス コーポレートカード	株式会社クレディセゾ ン
エクスプレス予約サー ビス(MUFGカードコ ーポレート)に関する 特約	MUFGカードエクス プレスコーポレート会 員規約	MUFGカードエクス プレスコーポレート	三菱UFJニコス株式 会社
エクスプレス予約サー ビス(DCコーポレー ト)に関する特約	DCエクスプレスコー ポレートカード (個別払い方式)会員 規約	DCエクスプレス コーポレートカード	
	DCエクスプレスコー ポレートカード (一括払い方式)会員 規約		
エクスプレス予約サー ビス(TS CUBICコ ーポレート)に関する 特約	TS CUBICエクスプ レスコーポレートカー ド会員規約	TS CUBICエクスプ レスコーポレートカー ド	トヨタファイナンス株 式会社
エクスプレス予約サー ビス(アメリカン・エキ スプレス・コーポレー ト)に関する特約	アメリカン・エキスプレ ス®・JR 東海エクスプ レス・コーポレート・カ ード会員規約	アメリカン・エキスプレ ス®・JR 東海エクスプ レス・コーポレート・カ ード	アメリカン・エキスプレ ス・インターナショナ ル,Inc.

改定日 令和2年3月21日

(※)※1～4の用語については、本規約においてすべての箇所、エクスプレス予約サービスに関する特約ごとに、以下の用語に読み替える。

※1 <u>エクスプレス</u> 予約サービスに関する特約	※2 JR 東海エクスプレス・カード会員規約	※3 クレジットカード	※4 指定クレジットカード発行会社
エクスプレス予約サービス(JCB)に関する特約	JCBエクスプレスカード会員規約	JCBエクスプレスカード	株式会社ジェーシービー <u>またはその提携するカード発行会社</u>
エクスプレス予約サービス(三井住友エクスプレスコーポレートカード)に関する特約	三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約	三井住友エクスプレスコーポレートカード	三井住友カード株式会社 <u>またはその提携するカード発行会社</u>
エクスプレス予約サービス(UCコーポレート)に関する特約	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	UCエクスプレスコーポレートカード	株式会社クレディセゾン
エクスプレス予約サービス(MUFGカードコーポレート)に関する特約	MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約	MUFGカードエクスプレスコーポレート	三菱UFJニコス株式会社 <u>またはその提携するカード発行会社</u>
エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約	DCエクスプレスコーポレートカード(個別払い方式)会員規約	DCエクスプレスコーポレートカード	
	DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約		
エクスプレス予約サービス(TS CUBICコーポレート)に関する特約	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード	トヨタファイナンス株式会社
エクスプレス予約サービス(アメリカン・エクスプレス・コーポレート)に関する特約	アメリカン・エクスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約	アメリカン・エクスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc.

改定日 令和3年3月6日